

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	蓮田市指定給水装置工事事業者の指定・指定の更新		
根拠法令 及び条項	水道法第25条の3 蓮田市水道事業指定給水装置工事事業者規程第5条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市水道事業指定給水装置工事事業者規程第5条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成10年4月1日	審査基準 最終変更年月日	令和元年12月9日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（請求があった日の翌日から起算して30日以内） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成10年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	令和元年12月9日
所管部署	上下水道部水道課		
備考	指定の更新に係る審査基準は、規程第5条を準用するものとして、規程第5条の2に定めている。		

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

(指定の基準)

第5条 管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれかにも適合していると認めるときは、指定工事業者として指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当するものがあるもの